この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第２７条　受注者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の９以内について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中、次に示す回数を超えることができない。

①　業務委託料が、１００万円以上　５００万円未満の場合　　１回

②　業務委託料が、５００万円以上の場合　　　　会計年度毎に２回

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、工事監理仕様書の定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

４　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による検査の確認及び部分払を請求することができる額が決定した場合には、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第３項の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　　部分払金の額≦第１項の業務委託料相当額×（９／10）

７　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中「業務委託料相当額」とあるのは、「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第２８条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

　　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

　　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　年度　　　　　　　　　　　　円

３　発注者は、予算の都合上その他必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第２８条の２　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契